

同條第四項中「書記長及び書記」を「書記長、書記その他の職員」に改める。

同條第五項を次のように改める。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員の定数は、條例でこれを定める。

同條第七項中「書記」を「書記その他の職員」に改める。

同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給與、勤務時間その他の勤

務條件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取

扱に關しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六

十一号）の定めるところによる。

第四百四十一條第二項中「有給の職員」を「常勤の職員」に改める。
第六十六條第一項中「若しくは警察吏員」を削る。

第六十七條中「吏員」を「その補助機関たる職員」に改める。

第六十八條第五項中「若しくは警察吏員」を削る。

第七十二條第一項中「必要な吏員」を「吏員その他の職員」に改める。

同條第二項及び第三項中「吏員」を「職員」に改める。

同條第四項を次のように改める。

第一項の職員に関する任用、職階制、給與、勤務時間その他の勤務條件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱に関しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法の定めるところによる。

第七十五條第二項中「吏員」を「吏員その他の職員」に改める。

第九十一條中「書記」を「書記その他の職員」に改める。

第九十二條を次のように改める。

第九十二條 第五十條の規定は、選挙管理委員会にこれを準用する。

第九十三條を次のように改める。

第九十三條 第二十七條第二項、第四十一條第一項、第四十二條及び第六十六條第一項の規定は選挙管理委員に、第五十三條第一項、第五十四條及び第五十九條の規定は選挙管理委員会の委員長に、第七十二條第二項及び第四項の規定は選挙管理委員会の書記その他の職員にこれを準用する。

第九十六條第二項中「有給の職員」を「常勤の職員」に改める。

第一百條中「書記」を「書記その他の職員」に改める。

第一百一條中「第六十六條第一項及び第九十二條」を「及び第六十六條第一項」に、「書

記」を「書記その他の職員」に改める。

第二百四條第一項中「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律の定めるところにより、」を削り、「（専門委員を除く。）」を「（非常勤の者を除く。）」に、「事務局長、書記長及び書記」を「事務局長、書記長、書記その他の職員」に、「選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の書記その他の職員」に、「監査委員の事務を補助する書記」を「監査委員の事務を補助する書記その他の職員」に改める。

第二百五條中「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律の定めるところにより、」を削り、「退隠料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料」を「退職年金又は退職一時金」に改める。

第二百六條第一項中「異議のある関係人は、」の下に「法律に特別の定がある場合を除く外、」を加える。

第二百七十五條第一項中「必要な吏員」を「吏員その他の職員」に改める。

同條第二項中「吏員」を「職員」に改める。

附則第一條第二項を削る。

(警察法の一部改正)

第二條 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「有給吏員」を「常勤の職員」に改める。

同條第二項中「国家公務員法第三章第七節」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三章第六節」に、同項但書中「同法第三百三條及び第三百四條」を「同法第三十八條第一項」に改める。

第四十七條中「條例に従い、」を削る。

第五十條第一項本文中「国家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める。」を「地方公

務員法の定めるところによる。」に改める。

同條第二項中「宣誓、」を削る。

(教育委員会法の一部改正)

第三條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「指導主事並びに」を「指導主事、」に改め、「技術職員」の下に「その他の職員」を加える。

第四十九條中第五号及び第七号を削り、第六号を第五号とし、第八号を第六号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

第六十六條第一項及び第二項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

第六十七條第一項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改

める。六十一年法律第一四号中「事務職員及び事務職員に準ずる職員」を「事務職員及び事務職員に準ずる職員」に改める。

同條第二項中「服務」の下に、「給與」を、「教育公務員特例法」の下に「(昭和二十四年法律第一号)」を加え、「別に地方公共団体の職員に関して規定する法律」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」に改める。

第六十八條を次のように改める。
(教育長等の給與)

第六十八條 地方自治法第二百四條から第二百六條までの規定は前條第二項に規定する職員で常勤のものに、同法第二百三條及び第二百六條の規定は前條第二項に規定する職員で非常勤のものに、これを準用する。

第八十一條本文中「第六十七條第二項及び第六十八條第一項に規定する別に地方公共団体の職員に関して規定する法律が制定施行されるまでは、」を「地方公務員法の当該規定が施行

されるまでは、「に」、「これらの項」を「第六十七條第二項及び第六十八條」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第四條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項第三号中「議会の書記長」を「議会の事務局長若しくは書記長」に改める。

同條同項に次の一号を加える。

七 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二條第一項及び第四項に規定する

事務職員

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地方自治法第九十二條第二項の規定（同法第二百九十二條及び第二百九十六條第三項において準用する場合を含む。）及び第四百四十一條第二項の規定（同法第六十六條第二項、第六十八條第六項、第二百九十二條及び第二百九十六條第三項において準用する場合を含む。）施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と常勤の職員とを兼ねている者については、これらの規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。この法律施行の際現に公職選挙法第九十五條第二項又は第一百八十八條第二項の規定の適用を受ける得票者についても、また、同様とする。

理由

地方公務員法の制定に伴い、関係法律の規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Bill for Partial Amendments to the Shipowners' Mutual Insurance Association Law
船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

船主相互保険組合法の一部を改正する法律

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項中、「第百三十九条第四項及び第百四十条」と「第百三十九条第五項及び第百四十条第二項」と、「及び第百四十七条から第百五十三条まで」（株主総会の決議の取消）とを「並びに第百四十七条から第百五十三条まで、第百五十二條及び第百五十三條（株主総会の決議の取消又は無効）」に改める。

第二十条を次のように改める。

（商法の準用）

第二十条 商法第百九十三條及び第百九十四條（発起人の責任）、第百六十六條第四項（取締役の責任の免除）並びに第百六十七條から第百六十八條ノ三まで（取締役の責任を追及する訴）の規定は、組合の発起人に準用する。こ

の場合において、商法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続き株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

第三十條中第四項及び第五項を次のように改める。

々 前項の場合において、同項の期間内に、正当の理由がないのに、理事が臨時總會招集の手續をしないときは、同項の組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時總會の招集をすることができ、

五 五分の一以上の組合員が臨時總會を招集する必要があると認められる場合において、同項の組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時總會の招集をすることができ、

第三十二條第一項中「出席した組合員のしを」半數以上の組合員が出席し、そのしに改める。

第三十四條を次のように改める。

(商法の準用)

第三十四条 商法第二百三十九条第四項及び第五項並びに第二百四十一条第二項（特別利害関係人の議決権等）、第二百四十四条（株主総会の議事録）並びに第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効）の規定は、総会に準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二条第四項」と読み替えるものとする。

第三十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

⚭ 役員は、定款で定めるところにより、総会において、解任することができ、

同条の次に次の二条を加える。

（業務の執行）

第三十五条の二 組合の業務の執行は、定款に特別の定めのある場合を除いて、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第三十五条の三、理事は各自組合を代表する。

又、組合は、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところ若しくは総会の決議により、組合を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定め、又は定款で定めるところにより理事のうちから互選し、た者が組合を代表すべきことを定めることができる。

第三十七条を次のように改める。

(理事の自己契約等)

第三十一条、組合が理事と契約するときは、他の理事の過半数の承認を受けなければならぬ。この場合においては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条(自己契約の禁止)の規定は、適用しない。

又、組合と理事との訴訟については、総会の定める者が組合を代表する。

第四十条を次のように改める。

(商法の準用)

第四十条 商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との關係）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）、第二百六十六條の三第一項（取締役の第三者に対する責任）、第二百六十七條から第二百六十八條、三まで（取締役の責任と追及する訴）及び第二百六十九條（取締役の報酬）の規定は、理事及び監事に、民法第五十五條（代表権の委任）並びに商法第三十九條第二項（共同支配人に対する意思表示の効力）、第七十八條（代表社員の権限）、第二百五十四條ノ二（取締役の忠實義務）、第二百六十二條（表見代表取締役の行為についての責任）、第二百六十六條第一項及び第二項（取締役の連帶責任）、第二百六十六條ノ二（取締役の求償権）並びに第二百七十二條（株主の差止請求権の規定は、理事に、同法第二百七十四條及び第二百七十五條（監査役の監査権限等）並びに第二百七十七條及び第二百七十八條（監査役の責任）の規定は、監事に、同法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條（支配人の権限等）の規定は、参事に準用する。この場合において、商

法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十条第一項ノ規定ニ違及スル利益ノ配当ニ関スル議案」とあるのは「船主相互保険組合法第四十二條の規定に違及スル剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前条ノ改正」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十六條第二項中「前項ノ行爲が取締役会ノ決議ニ基キテ爲サレタルトモハ其ノ決議」とあるのは「前項の行爲」と、同法第二百六十七條第一項及び第二百七十二條中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と読み替へるものとする。

第四百四條第一項を次のように改める。

商法第二百八十一條から第二百八十四條まで（計算書類の作成等）、第二百八十五條（財産評価に関する特別）及び第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで（計算書類附属明細書の備置、公示等）の規定は、組合の計算に準用する。この場合において、商法第二百八十二條第五号中「準備金及利益又ハ

利息ヲ配当ニ向スル議案」とあるのは「剰余金処分案若しくは損失処理案」と、
 同法第百九十三条ノ六第一項中「発行済株式ノ総数ノ十分ノ一以上ニ当ル株
 式ヲ有スル株主」とあるのは「五分ノ一以上の組合員」と読み替へらるゝのとな
 る。

第四十四条第二項中「、第八十八条及び第九十一条」と「及び第八十八条に改
 める。

第四十八条第二項を次のように改める。

又 第三十条及び第三十五条のニから第三十八条第一項まで、商法第三十九条第
 二項（共同支配人に対する意志表示の効力）、第七十八条（代表社員の権限）、
 第二百四十四条第二項（議事録署名義務者）、第二百四十七条及び第二百四十
 九条（決議取消の訴等）、第二百五十四条第三項（会社と取締役との委任関係）、
 第二百五十四条ノ二（取締役の忠実義務）、第二百六十六條第一項、第二項及
 び第四項、第二百六十六條ノ二並びに第二百六十六條ノ三（取締役の責任等）、

第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役の責任を追究する訴）、
 第二百六十九條（取締役の報酬）、第二百七十四條及び第二百七十五條（監査
 役の監査権限等）、第二百七十八條（監査役と取締役との連帯責任）、第二百
 八十二條から第二百八十四條まで（計算書類の作成等）並びに第二百九十三條
 ノ五から第二百九十三條ノ七まで（計算書類附属明細書の備置、公示等）の規
 定は、清算人に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「
 第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同
 法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十條第一項」の規定を違反スル利益
 ノ既得ニ關スル議案」とあるのは「船主相互保険組合法第四十二條の規定に違
 反する剰余金処分案」と同法第二百六十六條第一項第四号中「前條」取引しと
 あるのは「船主相互保険組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十
 六條第二項中「前項」行為が取締役会ノ決議ニ基キテ爲サレタルトキハ其ノ決
 議」とあるのは「前項の行為」と、同法第二百六十七條中「六月前ヨリ引續キ

株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十三条ノ六第一項中「発行済株式ノ總數ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「五分の一以上の組合員」と読み替へるものとする。

第六十条条第三号中「、第四十四条第二項において準用する保険業法第九十一条を削り、同条第十号中「若しくははしを」又はしに改め、「第二百八十二条第一項の下に」若しくは第二百九十三条ノ五第一項しを加え、「又はしに改め、「第百八十二条第一項」の下に「若しくは第二百九十三条ノ五第一項しを加え、「又はは第四十四条第二項において準用する保険業法第九十一条を削り、同条第十二号中「第三十八条第三項」の下に「、第四十条において準用する商法第二百七十四条第一項しを、」第二百八十二条第二項」の下に「、第二百九十三条ノ五第三項若しくは第二百九十三条ノ六第一項しを加え、「書類の明瞭又はしを」帳簿及び書類の明瞭若しくは謄写又はそのしに改め、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第四十四条第一項若しくは第四十八条第二項において準用する商法第二百九十三条ノ五第二項の規定に違反して、附屬明細書に記入すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

附 則

一 この法律は、新法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から施行する。

二 この附則（附則第六項を除く。）において「新法」とは、この法律による改正後の船主相互保険組合法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の船主相互保険組合法をいい、附則第六項において「新組合法」とは、この法律による改正後の船主相互保険組合法をいい、「旧組合法」とは、この法律による改正前の船主相互保険組合法をいう。

三 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によって生じた効力を妨げない。

4 新法にてい、紐する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失う。

5 この法律施行前に、旧法第三十条第三項の規定による総会招集の請求があつた場合には、その総会招集については、この法律施行後も、なお、従前の例による。

6 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六号法律第 号）第四条（訴の提起等についての担保）の規定は、地主相互保険組合（以下「組合」という。）の理事及び清算人に対する訴並に組合の總會の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第九条（設立に明する責任の免除及び追及）の規定は、組合の発起人に、同法第十七条第一項及び第二項（總會の決議）並に第十九条（決議取消の訴）の規定は、組合の總會に、同法第二十二條（取締役の行爲の責任）及び第二十三條（取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任）の規定は、組合の理事、監事及び清算人に、

同法第二十二條ハ会社と取締役との間の許についての会社代表一及び第三十五
 条（附屬明細書）の規定は、組合の理事及び清算人に、同法第二十八條ハ監査
 役のした許の提起等）の規定は、組合の適者に準用する。この場合において、
 商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるの
 は、本項において別に読み替える場合を除く外、それぞれ「新組合法」又は「
 旧組合法」と、同法第十九條中「旧法第二十四十八條第一項」とあるのは「旧
 組合法第三十四條」及び「準用する旧法第二百四十八條第一項」と、同法第二
 十三條中「旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項」とあるのは
 「旧組合法第四十條」及び「準用する旧法第二百六十七條第一項、第二百六十
 八條第一項若しくは第二百七十九條第一項又は旧組合法第四十八條において準
 用する旧法第二百六十七條第一項若しくは第二百六十八條第一項」と、同法第
 二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるのは「旧組合法第三十七條（旧組合
 法第四十八條第二項において準用する場合を含む。）」と、同法第三十五條中「

新法第二百九十三條ノ五レとあるのは、新組合法第四十四條第一項又は第四十八條第二項において準用する新法第二百九十三條ノ五レと読み替へるものとす
る。

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例
による。

理由

商法の一部を改正する法律の施行に伴い、船主相互保険組合法中の商法の準用
に用する部分を改正し、これに伴う所要の経過措置を講ずる必要があることか、
この法律案を提出する理由である。

Bill for Partial Amendments to Child Welfare Law

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 児童相談所」を「第四節 児童相談所 福祉事務所及び保健所」に改める。

第六條中「親権者（親権者のないときは、後見人とする。以下同じ。）」を「親権を行う者、後見人」に改める。

第十一條第二項中「必要な注意を与える」を「専門的技術に基いて必要な指導を行う」に改め、同條第四項を次のように改める。

児童福祉司は、第二項の職務に関し、児童相談所長の指揮監督を受ける。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二 児童福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、左の各号の一に該当する

者の中から、これを任用しなければならない。

一 厚生大臣の指定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他

の施設を卒業し、又は厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基く大学において、心理学、教育学又は社会学を専修する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者

五 前各号に準ずる者であつて、児童福祉司として必要な学識経験を有するもの

第十二條第二項中「児童福祉司」の下に「又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の社会福祉主事」を加える。

「第四節 児童相談所」を「第四節 児童相談所、福祉事務所及び保健所」に改める。

第十五條第二項を削り、同條に次の一條を加える。

第十五條の二 児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として左の業務を行うものとする。

一 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的及び^{社会的}精神衛生上の判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三 児童の一時保護を行うこと

児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項第一号及び第二号の業務を行うことができる。

第十六條第四項中「相談又は鑑別」を「業務」に改め、同條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 児童相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。

所長は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

一 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基く大学又は旧大学令に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者

三 二年以上児童福祉司として勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

四 前各号に準ずる者であつて、所長として必要な学識経験を有するもの

判定を掌る所員の中には、前項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同條第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者がそれぞれ一人以上含まれなければならない。

相談及び調査を掌る所員は、児童福祉司たる資する者でなければならない。

第一章中第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行うものとする。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に依り、必要な調査を行い、及び個別的に又は集団的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。

児童相談所長は、その管轄区域内の福祉事務所長（以下「福祉事務所長」といふ。）に必要な調査を委嘱することができる。

第十八條の三 保健所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行うものとする。

一 児童及び妊産婦の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。

二 児童及び妊産婦の健康相談に依り、又は健康診査を行い、必要に依り、保健指導を行うこと。

三 身体に障害のある児童の療育について、指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。

第二十一條の次に次の二條を加える。

第二十一條の二 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の措置を行わなければならない。

保健所長は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五條第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童（身体に障害のある十五歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。）につき、同法第十六條第二項第一号又は第二号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならぬ。

第二十一條の三 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえを交付し、又は補聴器、義し、車椅子等の補装具を交付し、若しくは修理することができる。

都道府県知事は、必要があるときは、前項に規定する補装具の交付又は修理に代えて、その購入又は修理に要する金銭を、本人又はその扶養義務者が負担することのできる額を控除して支給することができる。

第二十二條中「市町村長は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を」を「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、それぞれその管理する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認めるときは、その妊産婦を」に改める。

第二十三條中「市町村長は、保護者が、」を「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、それぞれその管理する福祉事務所の所管区域内における保護者が、」に改める。

第二十五條中「児童相談所又はその職員」を「福祉事務所又は児童相談所」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第二十五條の二 福祉事務所長は、前條の規定による通告又は第二十六條第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、左の各号の一の措置をとらなければならない。

一 第二十七條の措置を要すると認めらる者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を要すると認めらる者は、これは児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の社会福祉主事に指導させること。

三 第二十二條から第二十四條までの措置を要すると認めらる者は、これをそれぞれその措置権者に報告し、又は通知すること。

第二十六條第一項前段中「前條の規定による通告又は少年法第十八條第一項の規定による送致を受けた児童」を「第二十五條の規定による通告を受けた児童、前條第一号又は少年法へ昭和二十三年法律第百六十八号（第十八條第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦）に改め、同項後段を削り、同項に次の二号を加える。

三 前條第二号の措置が適当であると認めらる者は、これを福祉事務所に送致すること。

四 第二十二條から第二十四條までの措置を要すると認めらるる者は、これをそれぞれその措置権者に報告し、又は通知すること。

第二十七條第一項中「少年法第十八條」を「少年法第十八條第二項」に改め、同項第二号中「児童福祉司」の下に「、社会福祉主事」を加え、同項第三号中「里親へ保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めらるる者をいう。以下同じ。」の下に「若しくは保護受託者へ保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童で学校教育法に定める義務教育を終了したものを自己の家庭に預り、又は自己のもとに通わせて、保護し、その性能に応じ、独立自活に必要な指算をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めらるるものをいう。以下同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めらるる児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

第二十七條第三項中「親権者があるときは、しる」を「親権を行う者へ第四十七條第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。」又は後見人があるときは、しるに、「その親権者」を「その親権を行う者又は後見人」に改め、同條に次の三項を加える。

第一項第三号の保護受託者に委託する措置は、あらかじめ、児童の同意を得、且つ、一年以内の期間を定め^{（これを）}なければならない。

都道府県知事は、委託の期間が満了したときは、更に、児童の同意を得、且つ、一年以内の期間を定めて、児童の保護を保護受託者に委託することができる。

都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更し、又は前項の措置をとる場合には、児童相談所長の意見を聞かなければならない。

第二十七條の二中「又は児童相談所長」を削る。

第二十八條第一項中「親権者」を「親権を行う者又は後見人」に改める。

第三十條第一項中「親権者」を「親権を行う者又は後見人」に改め、同條第三項中「児童相談所、」の下に「福祉事務所、」を加え、同條第四項中「里親」の下に「保護受託者」を加える。

第三十一條本文中「厚生大臣又は」を削り、同條但書を次のように改める。

この場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聞かなければならない。

第三十二條に次の一項を加える。

都道府県知事又は市町村長は、第二十二條から第二十四條までの措置をとる権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。

第三十三條の次に次の三條を加える。

第三十三條の二 児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四條の規定による親権喪失の宣告の請求は、同條に定める者の外、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三條の三 児童相談所長は、親権を行う者及び後見人のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し後見人の選任を請求しなければならない。

第三十三條の四 児童の後見人に、不正な行爲、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十五條の規定による後見人の解任の請求は、同條に定める者の外、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十四條第三項を削る。

第三十九條第一項中「その乳児又は幼児」を「保育に欠けるその乳児又は幼児」に、同條第二項中「その他の児童」を「保育に欠けるその他の児童」に改める。

第四十三條中「指導」を「指導又は援助」に改める。

第四十五條中「並びに里親の行う養育」を「里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護」に改める。

第四十六條第一項中「及び里親」を「里親及び保護受託者」に改め、同條の次に

次の一條を加える。

第四十六條の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長からこの法律の規定に基く措置のための委託を受けたときは、正当の理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十七條を次のように改める。

第四十七條 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。但し、民法第七百九十七條の規定による縁組の承諾をするには、命令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

児童福祉の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自

由児施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならぬ。

教護院の長は、在院中学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修学の事実を証する証明書を発行することができる。

教護院の長は、前項の教科に関する事項については、文部大臣の勸告に依りなければならぬ。

第二項の証明書は、学校教育法により設置された各学校と対応する教育課程について、各学校の長が授与する卒業証書その他の証書と同一の効力を有する。但し、教護院の長が第三項の規定による文部大臣の勸告に依らないため、当該教護院における教科に関する事項が著しく不相当である場合において、文部大臣が厚生大臣と協議して当該教護院を指定したときは、当該教護院については、この限りでない。

第五十條中第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十一條の三の措置に要する費用

第五十條中第六号の次に次の一号を加え、第七号中「入所に要する費用」を「入所又は委託（保護受託者に委託する場合を除く。以下同じ。）に要する費用」に、「入所後の保護」を「入所後の保護又は委託後の養育」に改め、第八号中「相談及び鑑別」を「相談、調査、判定及び指掌」に改める。

六の二 都道府県知事が、第二十二條及び第二十三條本文に規定する措置をとつた場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する助産施設又は母子寮に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）

第五十三條の二中「第五十條第六号若しくは第七号」を「第五十條第六号から第七号まで」に改める。

第五十六條第一項中「第五十條第六号及び第七号」を「第五十條第五号の二（第二十一條の三第二項に規定する費用を除く。）及び第六号から第七号まで」に、同條第二項中「児童福祉司」を「児童福祉司、社会福祉主事」に改める。

第四章中第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、第三十五條第二項の規定により、市町村以外の者が設置した児童福祉施設について、その修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その児童福祉施設が、社会福祉事業法第二十九條第一項の規定により設立された社会福祉法人又は民法第三十四條の規定により設立された法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく措置を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにわかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生大臣及び都道府県知事は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該

児童福祉施設に対して、第四十六條及び第五十八條に規定するものの外、左の各号に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をおげるために不適當であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

國庫は、第一項の規定により都道府県が補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六條の三 都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 補助金の交付条件に違反したとき。

二 詐偽その他の不正な手段をもって、補助金の交付を受けたとき。

三 児童福祉施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。

四 児童福祉施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてなす処分を違反したとき。

第五十九條の次に次の二條を加える。

第五十九條の二 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

第五十九條の三 町村の福祉事務所の設置又は廃止により第二十二條及び第二十三條に規定する措置権者に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、変更前の措置権者とした処分その他の行為は、変更後の措置権者とした処分その他の行為とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われべきであつた措置に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

第七十一條を次のように改める。

第七十一條 都の区の存する区域においては、当分の間、第八條第三項及び第四項の規定にかかわらず、第二十四條中「市町村長」とあるのは、これを「都知事」と読み替えるものとし、且つ、同條の措置に関する費用については、第五十六條第一項及び第二項中「市町村長」とあるのは、これを「都知事」と、第五十一條及び第五十六條第三項中「市町村」とあるのは、これを「都」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十八條、第五十六條の二及び第五十六條の三の規定並びにこの法律の附則第七項の規定は、公布の日から施行し、この法律の附則第七項の規定は、昭和二十六年四月一日から適用する。

(施行による措置権者の変更に関する準用規定)

2 第五十九條の三の規定は、この法律の施行により第二十二條及び第二十三條に規定する措置権者に変更があつた場合に準用する。

(社會福祉事業法^{附則}第七項に関する特例)

3 社會福祉事業法附則第七項の規定に基き置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

(児童福祉司に関する経過規定)

- 4 この法律の施行の際、現に任用されている児童福祉司は、第十一條の二の規定により任用された児童福祉司とみなす。
 (児童相談所の所長に関する経過規定)
- よ この法律の施行の際、現に任用されている児童相談所の所長については、第十
 六條の二第二項の規定は、適用しない。
 (関係法律の廃止)
- ろ 教育所ニ在ル孤児ノ後見職務ニ関スル法律(明治三十三年法律第五十一号)は、
 廃止する。
- か (予防接種法等による國庫負担の特例等に関する法律の一部改正)
- ク 予防接種法等による國庫負担の特例等に関する法律(昭和二十五年法律第二百
 十二号)の一部を次のように改正する。
 第一條第六号中「第五十條第二号」を「第五十條第一号及び第二号」に、「第
 六号及び第七号並びに」を「第六号から第七号まで及び」に、「及び第五十五條
 を」第五十五條及び第五十六條第三項「に」改め、同條に次の一号を加える。
 ハ 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)第五條及び第七條(住吸血虫病
 に関する部令を除く。)

理 由

社會福祉事業法の制定に伴い、児童福祉行政の実施機関を調整し、児童福祉司、児童相談所及び福祉事務所の所掌事務を明確にし、法人の設置する児童福祉施設に、対する補助のみちを開く等の必要がある。これか、この法律案を提出する理由である。

Bill for Partial Amendments to the
Ministry of Foreign Affairs Establishment Law

The Ministry of Foreign Affairs Establishment Law (Law No. 135 of 1949) shall be partially amended as follows:

In Article 5 paragraph 1, "five bureaus" shall be amended as "six bureaus" and

"Political Affairs Bureau" as

"Political Affairs Bureau

International Economic Affairs Bureau".

In Article 7 paragraph 1, item (2) to item (4) inclusive shall be deleted, item (5) of the same paragraph shall be made item (2) of the same paragraph and the numbering of its succeeding items shall be moved up by three, and in paragraph 2 of the same Article, "items (5) and (6) of the preceding paragraph" shall be amended as "items (2) and (3) of the preceding paragraph" and the following one Article shall be added next to the same Article:

(Functions of the International Economic Affairs Bureau)

Article 7 - (2) The International Economic Affairs Bureau shall take charge of the following affairs:

- (1) Protection and promotion of interests relating to the international trade and navigation;

- 2 -

- (2) Matters concerning the cooperation with international economic organizations, and commercial and economic agreements such as treaty of commerce and navigation and others.
- (3) Research of the international economic conditions and compilation of statistics and collection of data concerning international economy.

In the list of Article 17,

"Kyoto Liaison and Coordination Office	Kyoto City
Kinki Liaison and Coordination Office	Osaka City"

shall be amended as:

"Kinki Liaison and Coordination Office	Osaka City"
--	-------------

Article 19 shall be amended as follows:

Article 19. Deleted.

Supplementary Provisions:

1. This Law shall come into force as from the date of its promulgation.
2. The Law for the Fixed Number of Personnel of Administrative Organs (Law No. 126 of 1949) shall be partially amended as follows:

- 3 -

In the list of Article 2 paragraph 1,

Ministry of Foreign Affairs	Ministry Proper	1,511 persons
	Immigration Agency	637 persons
Total		2,148 persons

shall be amended as

Ministry of Foreign Affairs	Ministry Proper	1,591 persons
	Immigration Agency	637 persons
Total		2,228 persons

and

Total	887,277 persons
-------	-----------------

as

Total	887,357 persons
-------	-----------------

Reason

It is necessary to establish anew International Economic Affairs Bureau in order to bring about the desired efficiency in the affairs concerning international trade, navigation and international economy and to abolish Kyoto Liaison and Coordination Office and Local Liaison Council for the simplification of administrative structure and the reduction of expenses. This is the reason for submitting this Bill.

Bill for Partial Amendments to the
Ministry of Foreign Affairs Establishment Law

The Ministry of Foreign Affairs Establishment Law (Law No. 135 of 1949) shall be partially amended as follows:

In Article 5 paragraph 1, "five bureaus" shall be amended as "six bureaus" and

"Political Affairs Bureau" as

"Political Affairs Bureau

International Economic Affairs Bureau".

In Article 7 paragraph 1, item (2) to item (4) inclusive shall be deleted, item (5) of the same paragraph shall be made item (2) of the same paragraph and the numbering of its succeeding items shall be moved up by three, and in paragraph 2 of the same Article, "items (5) and (6) of the preceding paragraph" shall be amended as "items (2) and (3) of the preceding paragraph" and the following one Article shall be added next to the same Article:

(Functions of the International Economic Affairs Bureau)

Article 7 - (2) The International Economic Affairs Bureau shall take charge of the following affairs:

- (1) Protection and promotion of interests relating to the international trade and navigation;

- 2 -

- (2) Matters concerning the cooperation with international economic organizations, and commercial and economic agreements such as treaty of commerce and navigation and others.
- (3) Research of the international economic conditions and compilation of statistics and collection of data concerning international economy.

In the list of Article 17,

"Kyoto Liaison and Coordination Office	Kyoto City
Kinki Liaison and Coordination Office	Osaka City"

shall be amended as:

"Kinki Liaison and Coordination Office	Osaka City"
--	-------------

Article 19 shall be amended as follows:

Article 19. Deleted.

Supplementary Provisions:

1. This Law shall come into force as from the date of its promulgation.
2. The Law for the Fixed Number of Personnel of Administrative Organs (Law No. 126 of 1949) shall be partially amended as follows:

In the list of Article 2 paragraph 1,

Ministry of Foreign Affairs	Ministry Proper	1,511 persons
	Immigration Agency	637 persons
Total		2,148 persons

shall be amended as

Ministry of Foreign Affairs	Ministry Proper	1,591 persons
	Immigration Agency	637 persons
Total		2,228 persons

and

Total	887,277 persons
-------	-----------------

as

Total	887,357 persons
-------	-----------------

Reason

It is necessary to establish anew International Economic Affairs Bureau in order to bring about the desired efficiency in the affairs concerning international trade, navigation and international economy and to abolish Kyoto Liaison and Coordination Office and Local Liaison Council for the simplification of administrative structure and the reduction of expenses. This is the reason for submitting this Bill.

Bill for Partial Amendments to the
Japanese Government Overseas Agencies Establishment Law

The Japanese Government Overseas Agencies Establishment Law
(Law No. 105 of 1950) shall be partially amended as follows:

The list of Article 2 paragraph 1 shall be amended as follows:

<u>Name</u>	<u>Location</u>
The Japanese Government Overseas Agency at Washington	Washington, D.C., U.S.A.
The Japanese Government Overseas Agency at New York	New York City, U.S.A.
The Japanese Government Overseas Agency at San Francisco	San Francisco, U.S.A.
The Japanese Government Overseas Agency at Honolulu	Honolulu, U.S.A.
The Japanese Government Overseas Agency at Los Angeles	Los Angeles, U.S.A.
The Japanese Government Overseas Agency at Seattle	Seattle, U.S.A.
The Japanese Government Overseas Agency at Ottawa	Ottawa, Canada
The Japanese Government Overseas Agency at Mexico	Mexico City, Mexico
The Japanese Government Overseas Agency at Rio de Janeiro	Rio de Janeiro, Brazil
The Japanese Government Overseas Agency at Sao Paulo	Sao Paulo, Brazil
The Japanese Government Overseas Agency at Montevideo	Montevideo, Uruguay

- 2 -

The Japanese Government Overseas Agency at Lima	Lima, Peru
The Japanese Government Overseas Agency at New Delhi	New Delhi, India
The Japanese Government Overseas Agency at Calcutta	Calcutta, India
The Japanese Government Overseas Agency at Bombay	Bombay, India
The Japanese Government Overseas Agency at Karachi	Karachi, Pakistan
The Japanese Government Overseas Agency at Bangkok	Bangkok, Thailand
The Japanese Government Overseas Agency at Rangoon	Rangoon, Burma
The Japanese Government Overseas Agency at Djakarta	Djakarta, Indonesia
The Japanese Government Overseas Agency at Surabaya	Surabaya, Indonesia
The Japanese Government Overseas Agency at London	London, United Kingdom
The Japanese Government Overseas Agency at Paris	Paris, France
The Japanese Government Overseas Agency at Brussels	Brussels, Belgium
The Japanese Government Overseas Agency at Stockholm	Stockholm, Sweden
The Japanese Government Overseas Agency at The Hague	The Hague, Netherlands

Article 9 paragraph 1 shall be amended as follows and paragraph 3 of the same Article shall be deleted:

- 3 -

The annual amount of overseas and living allowances furnished to the personnel shall be fixed by the Minister for Foreign Affairs within the limits of 90 to 120 percent of the amount fixed under the respective items of the Attached List, according to the posts of the personnel concerned in the case of the personnel of the overseas agencies established in the United States of America and, in the case of those of the overseas agencies established in the countries other than the United States of America, according to their posts, the price level at the location of the overseas agency concerned and the exchange rate of the currency of the country concerned against the United States currency.

Supplementary Provisions:

The Law shall come into force as from the date of its promulgation.

- 4 -

Reason

As it is of utmost necessity to establish Japanese Government Overseas Agencies in various places other than in areas already established to dispose of matters pertaining to trade promotion and resident nationals, a negotiation was made through the General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers for their establishment. Approval having been received from the United States of America, the United Kingdom, etc., it has been decided to establish Japanese Government Overseas Agencies in Washington, D.C., Ottawa, Mexico City, Lima, London, Djakarta and Surabaya. In accordance with the foregoing, it has become necessary to make the required amendments in the provisions concerning the payment of amount of overseas and living allowances for the personnel assigned in overseas agencies. Herein lies the reason for submitting this bill.

Bill for partial amendments
to the Local Autonomy Agency
Establishment Law for Adjustment
of Councils, etc.

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案

地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）の一部を次
のように改正する。

第四條第三項を第四号とし、第二項の次に次の一項を加える。

地方自治委員の任期は、二年とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律施行の際現に在職する地方自治委員に対する改正後の
第四條第三項の規定の適用については、その任期は、この法律施
行の日から起算するものとする。

理 由

審議会等の整理のため、地方自治委員会職の委員の任期を二年とする必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

Bill for partial amendments
to the Local Autonomy Agency
Establishment Law for Adjustment
of Councils, etc.

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案

地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項を第四号とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 地方自治委員の任期は、二年とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に在職する地方自治委員に対する改正後の第四條第三項の規定の適用については、その任期は、この法律施行の日から起算するものとする。

理 由

審議会等の整理のため、地方自治委員会議の委員の任期を二年とする必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

Bill for Partial Amendments to the
Ministry of Welfare Establishment Law,
etc. for adjustment of Councils, etc.

審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する
法律案

第一系 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のよ
うに改正する。

第五系第四十三号中「薬剤師国家試験を監督し、薬剤師の免許及び登
録を行い、しを「薬剤師の試験、免許及び登録を行い、しに、同系第四十五
号中「薬事審議会の提出する原案に基いて、しを「薬事審議会の意見を聞
いて、しに改める。

第十五系中「国立公衆衛生院しを「国立公衆衛生院
国立精神衛生研究所しに改め、第
十七系の次に次の一条を加える。

（国立精神衛生研究所）

第十七系の二 国立精神衛生研究所は、精神衛生に關する調査研究をつ
かさしむる機関とする。

又 国立精神衛生研究所は、千葉県に置く。

3 国立精神衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定めらる。

第二十九条第一項の表中

「中央食品衛生調査会

厚生大臣の諮問に依りて、食品衛生及び食品衛生に關する行政に關し、調査審議すること。

「食品衛生調査会

厚生大臣の諮問に依りて、食品衛生に關する重要事項を調査審議すること。

「医師試験審議会

厚生大臣の諮問に依りて、医師国家試験に關する重要事項を調査審議し、並に医師国家試験及び医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

「歯科医師試験審議会

厚生大臣の諮問に依りて、歯科医師国家試験に關する重要事項を調査審議し、並に歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

「医師試験審議会

厚生大臣の諮問に依りて、医師国家試験及び医師法（昭和二十三年法律百一十号）第十一條に規定する実地修練に關する重要事項を調査審議し、並に医師国家試験及び医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

「歯科医師試験審議会

厚生大臣の諮問に依りて、歯科医師国家試験及び歯科医師法（昭和二十三年法律百一十号）第十一條に規定する実地修練に關する重要事項を調査審議し、並に歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

改め、医師、歯科医師実地修練審議会及び日本医療田清算整理協議会の

項を削り

「薬事審議会

「薬事審議会

「薬剤師試験審議会

改める。

第二系 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十八系 第一項中「三十人」を「二十五人」に改める。

第三系 食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五系 第一項を次のように改める。

厚生大臣の諮問に依り、食品衛生に関する重要事項を調査審議させ

公定書の改訂又は追補に關し、その原案を厚生大臣に提出し、薬剤師國家試験を執行し、新医薬品その他薬事に關し、厚生大臣に建議し、及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に対する再審査を行い、並びに毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）に定める事項について厚生大臣に建議すること。

厚生大臣の諮問に依り、薬事並びに毒物及び劇物の取締に關する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依り、薬剤師國家試験に關する重要事項を調査審議し、及び薬剤師國家試験に關する事務をつかさどる。

に

るため 厚生大臣の監督に属する食品衛生調査会を置く。

第二十五条第四項を次のように改める。

食品衛生調査会は、委員五十人以内でこれを組織する。

第二十五条第六項中「中央食品衛生調査会又は地方食品衛生調査会」を「食品衛生調査会」に、「厚生大臣、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長が、支々これを命ずる」を「厚生大臣がこれを任命する」に、同条第九項中「前八項」を「前六項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条 医師法の一部を次のように改正する。

第二十六条中「医師国家試験」に關するを「医師国家試験及び第十一條に規定する実地修練」に關するに改める。

第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

第二十七条から第二十九条まで 削除

第五条 歯科医師法の一部を次のように改正する。

第二十四条中「歯科医師国家試験」に關するを「歯科医師国家試験及

第百一十一條に規定する実地修練に關するに改める。

第六條 醫師會、齒科醫師會及び日本医療団の解散等に関する法律（昭和

二十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項及び第十五條第二項を削る。

第二十一條中「、日本医療団清算監理協議会に関する規程」を削る。

第七條 藥事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の一部を次のように改

正する。

「第三章 藥事審議會」を削り、第七條から第十二條までを次のよう

に改める。

（藥劑師國家試験）

第七條 藥劑師國家試験は、藥劑師として具有すべき知識及び技能につ

いてこれを行う。

二 藥劑師國家試験を分けて、學說試験及び實地試験とする。

三 學說試験に合格した者でなければ、實地試験を受けることができない。

第八条 薬剤師国家試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを行

ふ。薬剤師国家試験を行う期日及び場所は、あらかじめ、官報をもって、これを公告する。

第九条 薬剤師国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 大学において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者

二 厚生大臣の指定した外国の薬剤師免許を受けた者で、第三条第二項第二号に該当しないもの

三 外国の薬学校を卒業し、又は厚生大臣の指定した外国以外の外国の薬剤師免許を受けた者

第十条 学説試験を受けようとする者は、五百円、実地試験を受けようとする者は、千円を、手数料として納めなければならない。

又 前項の規定により納めた手数料は、試験を受けなかつた場合においても、これを返還しない。

第十一條 藥劑師國家試験に關して不正^の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十二條 この法律に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十三條の次に章名として「第三章 審議會」を加え、第十三條から第十五條までを次のように改める。

第十三條 ^(藥事審議會) 厚生大臣の諮問に依じ、藥事(藥劑師國家試験に關する事項を除く)並びに毒物及び劇物の取締に關する重要事項を調査審議させ、
るため、厚生大臣の監督に屬する藥事審議會を置く。

(藥劑師試験審議會)

第十四條 厚生大臣の諮問に依じ、藥劑師國家試験に關する重要事項を調査審議させ、及び藥劑師國家試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生大臣の監督に屬する藥劑師試験審議會を置く。

(審議会の組織)

第十五条 薬事審議会は、委員五十人以内で、薬剤師試験審議会は、委員三十人以内でこれを組織する。

二 特別な事項を調査審議させるため、又は薬剤師国家試験に関する事務をつかさどらせるため、臨時に必要なときは、それぞれ薬事審議会又は薬剤師試験審議会に臨時委員を置くことができる。

三 薬事審議会及び薬剤師試験審議会（以下「審議会」という。）の委員は、関係行政機関の職員並びに薬事又は毒物及び劇物に關して学識経験のある者のうちから、厚生大臣がこれを任命する。

四 審議会において、委員のうちから互選された者は、それぞれ委員長として会務を総理する。

五 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

六 審議会の委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、二年とする。但し補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の庶務）

第十六条 審議会の庶務は、厚生省薬務局においてこれ进行处理する。
（政令委任）

第十七条 この法律に規定するものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十八条及び第十九条 削除

第二十六条第四項を削る。

第三十条第一項中「禁事審議会の提出する原案に基いて、これを「禁事審議会の意見を聞いて、」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、少くとも十年ごとに日本薬局方の改訂について、少くとも二年半ごとにその追補について、禁事審議会の意見を聞かなければならない。

第三十二条第三項中「禁事審議会の建議に基き、」を「禁事審議会の意見を聞いて、」に改める。

第四十六條第四項及び第五項を削り、同條の次に次の一條を加える。

(聽聞)

第四十六條のニ 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、あらかじめ、処分相手方又はその代理人の出頭を求めて、公衆による聽聞を行わなければならない。

又 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに処分相手方に通知し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

三 聽聞においては、前項の通知を受けた者又はその代理人は、自己又は本人のために説明し、且つ、証拠を提出することが出来る。

四 厚生大臣又は都道府県知事は、処分の相手方又はその代理人が正当の理由がなくて出頭しないときは、聽聞を行わないで前條第二項又は第三項の規定による処分を行うことが出来る。

第五十二条中「薬事審議会の建議に基づきしを」薬事審議会の意見を聞
いてしに改むる。

第七十四条第二項中「第十四条第一号しを」第九条第一号しに改むる。

第八条 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会

保険審査会の設置に関する法律（昭和二十五年法律第四十七号）の一部

を次のように改正する。

第二十五条第一項中「三年しを」二年しに、「三分の一しを」二分の

一しに改むる。

附 則

一 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条中精神衛生研究所
に関する規定は、昭和二十七年一月一日から施行する。

二 この法律の施行前に、この法律による改正前の薬事法の規定により薬
事審議会が執行した薬劑師国家試験は、この法律による改正後の薬事法
の規定により厚生大臣が行ったものとみなす。

三 この法律の施行前三十日以内に、薬事法第四十六条第二項又は第三項

の規定により行われた処分については、この法律の施行後もなお従前の例によるものとし、この法律による改正前の薬事法の規定による薬事審議会は、その限度において、なお存続するものとする。

4 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律附則第十項の規定によりその任期を二年とされた社会保険審査会の委員のうち厚生大臣が指名するその半数の者の任期を一年に改め、同項の規定によりその任期を三年とされた社会保険審査会の委員の任期を二年に改める。

由

厚生省の附屬機関である医師、歯科医師実地修練審議会、日本医療団清算監理協議会を整理する等のため、厚生省設置法等の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Bill for Partial Amendments to the
Ministry of Welfare Establishment Law,
etc. for adjustment of Councils, etc.

審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する
法律案

第一系 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のよ
うに改正する。

第五系第四十三号中「薬剤師国家試験を監督し、薬剤師の免許及び登
録を行い、しを「薬剤師の試験、免許及び登録を行い、しに、同系第四十五
号中「薬事審議会の提出する原案に基いて、しを「薬事審議会の意見を聞
いて、しに改める。

第十五系中「国立公衆衛生院しを「国立公衆衛生院
国立精神衛生研究所しに改め、第
十七系の次に次の一条を加える。

（国立精神衛生研究所）

第十七系の二 国立精神衛生研究所は、精神衛生に關する調査研究をつ
かさざる機関とする。

又 国立精神衛生研究所は、千葉県に置く。

3 国立精神衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定めらる。

第二十九条第一項の表中

「中央食品衛生調査会

厚生大臣の諮問に依りて、食品衛生及び食品衛生に關する行政に關し、調査審議すること。

を

「食品衛生調査会

厚生大臣の諮問に依りて、食品衛生に關する重要事項を調査審議すること。

に

「医師試験審議会

厚生大臣の諮問に依りて、医師国家試験に關する重要事項を調査審議し、並に医師国家試験及び医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

を

「歯科医師試験審議会

厚生大臣の諮問に依りて、歯科医師国家試験に關する重要事項を調査審議し、並に歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

を

「医師試験審議会

厚生大臣の諮問に依りて、医師国家試験及び医師法（昭和二十三年法律才二百一十号）才十一条に規定する実地修練に關する重要事項を調査審議し、並に医師国家試験及び医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

に

「歯科医師試験審議会

厚生大臣の諮問に依りて、歯科医師国家試験及び歯科医師法（昭和二十三年法律才二百二号）才十一条に規定する実地修練に關する重要事項を調査審議し、並に歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

を

改め、医師、歯科医師実地修練審議会及び日本医療団清算整理協議会の

項を削り

「薬事審議会」

公定書の改訂又は追補に關し、その原案を厚生大臣に提出し、薬剤師國家試験を執行し、新医薬品その他薬事に關し、厚生大臣に建議し、及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に對する再審査を行い、並びに毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）に定める事項について厚生大臣に建議すること。

「薬事審議会」

厚生大臣の諮問に依りて、薬事並びに毒物及び劇物の取締に關する重要事項を調査審議すること。
厚生大臣の諮問に依りて、薬剤師國家試験に關する重要事項を調査審議し、及び薬剤師國家試験に關する事務をつかさどる。

「薬剤師試験審議会」

改める。

第二條 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「三十人」を「二十五人」に改める。

第三條 食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項を次のように改める。

厚生大臣の諮問に依り、食品衛生に關する重要事項を調査審議させ

るため、厚生大臣の監督に属する食品衛生調査会を置く。

第二十五条第四項を次のように改める。

食品衛生調査会は、委員五十人以内でこれを組織する。

第二十五条第六項中「中央食品衛生調査会又は地方食品衛生調査会」を「食品衛生調査会」に、「厚生大臣、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長が、支々これを命ずる」を「厚生大臣がこれを任命する」に、同条第九項中「前八項」を「前六項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条 医師法の一部を次のように改正する。

第二十六条中「医師国家試験」を「医師国家試験及び第十一條に規定する実地修練」に改める。

第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

第二十七条から第二十九条まで 削除

第五条 歯科医師法の一部を次のように改正する。

第二十四条中「歯科医師国家試験」を「歯科医師国家試験及

此第十一條に規定する実地修練に關するに改める。

第六條 醫師會、齒科醫師會及び日本医療団の解散等に関する法律（昭和

二十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項及び第十五條第二項を削る。

第二十一條中「、日本医療団清算整理協議会に関する規程しを削る。

第七條 藥事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の一部を次のように改

正する。

「第三章 藥事審議會しを削り、第七條から第十二條までを次のよう

に改める。

（藥劑師國家試験）

第七條 藥劑師國家試験は、藥劑師として具有すべき知識及び技能につ

いてこれを行う。

二 藥劑師國家試験を分けて、學說試験及び実地試験とする。

三 學說試験に合格した者でないければ、実地試験を受けることができない。

第八条 薬剤師国家試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを行
う。

る 薬剤師国家試験を行う期日及び場所は、あらかじめ、官報をもって、
これを公告する。

第九条 薬剤師国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、こ
れを受けることができない。

一 大学において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者

二 厚生大臣の指定した外国の薬剤師免許を受けた者で、第三条第二
項第二号に該当しないもの

三 外国の薬学校を卒業し、又は厚生大臣の指定した外国以外の外国
の薬剤師免許を受けた者

第十条 学説試験を受けようとする者は、五百円、実地試験を受けよう
とする者は、千円を、手数料として納めなければならない。

又 前項の規定により納めた手数料は、試験を受けなかった場合におい
ても、これを返還しない。

第十一条 薬剤師国家試験に關して不正^の行為があつた場合には、当該

不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とする事ができる。この場合においては、なお、その者について期間を定めて試験を受けることを許さない事ができる。

第十二条 この法律に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十三条の次に章名として「第三章 審議会」を加え、第十三条から第十九条までを次のように改める。

第十三条 厚生大臣の諮問に依り、^(薬事審議会)薬事(薬剤師国家試験に關する事項を除く)並びに毒物及び劇物の取締に關する重要事項を調査審議させるため、厚生大臣の監督に屬する薬事審議会を置く。

(薬剤師試験審議会)

第十四条 厚生大臣の諮問に依り、薬剤師国家試験に關する重要事項を調査審議させ、及び薬剤師国家試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生大臣の監督に屬する薬剤師試験審議会を置く。

審議会の組織

第十五条 薬事審議會は、委員五十人以内で、薬剤師試験審議會は、委員三十人以内でこれを組織する。

二 特別な事項を調査審議させるため、又は薬剤師国家試験に関する事務をつかさどらせるため、臨時に必要があるときは、これを薬事審議會又は薬剤師試験審議會に臨時委員を置くことができる。

三 薬事審議會及び薬剤師試験審議會（以下「審議會」という。）の委員は、関係行政機関の職員並びに薬事又は毒物及び劇物に関して学識経験のある者のうちから、厚生大臣がこれを任命する。

四 審議會において、委員のうちから互選された者は、それぞれ委員長として会務を総理する。

五 審議會の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

六 審議會の委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、二年とする。但し補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の庶務)

第十六条 審議会の庶務は、厚生省薬務局においてこれを処理する。

(政令委任)

第十七条 この法律に規定するものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十八条及び第十九条 削除

第二十六条第四項を削る。

第三十条第一項中「薬事審議会の提出する原案に基いて、しを「薬事審議会の意見を聞いて、しに改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。」

2 厚生大臣は、少くとも十年ごとに日本薬局方の改訂について、少くとも二年半ごとにその追補について、薬事審議会の意見を聞かなければならない。

第三十二条第三項中「薬事審議会の建議に基き、しを「薬事審議会の意見を聞いて、しに改める。」

第四十六條第四項及び第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(聴 聞)

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前条第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、あらかじめ、処分相手方又はその代理人の出頭を求めて、公衆による聴聞を行わなければならない。

又 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに処分相手方に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

三 聴聞においては、前項の通知を受けた者又はその代理人は、自己又は本人のために説明し、且つ、証拠を提出することかできる。

四 厚生大臣又は都道府県知事は、処分の相手方又はその代理人が正当の理由がなくして出頭しないときは、聴聞を行わないで前条第二項又は第三項の規定による処分を行うことかできる。

第五十二条中「薬事審議会の建議に基づき」と「薬事審議会の意見を聞
いて」に改める。

第七十四条第二項中「第十四条第一号」と「第九条第一号」に改める。

第八条 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会
保険審査会の設置に関する法律（昭和二十五年法律第四十七号）の一部
を次のように改正する。

第二十五条第一項中「三年」と「二年」に、「三分の一」と「二分の
一」に改める。

附 則

一 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条中精神衛生研究所
に関する規定は、昭和二十七年一月一日から施行する。

二 この法律の施行前に、この法律による改正前の薬事法の規定により薬
事審議会が執行した薬剤師国家試験は、この法律による改正後の薬事法
の規定により厚生大臣が行ったものとみなす。

三 この法律の施行前三十日以内に、薬事法第四十六条第二項又は第三項

の規定により行われた処分については、この法律の施行後もなお従前の例によるものとし、この法律による改正前の藥事法の規定による藥事審議會は、その限度において、なお存続するものとする。

4 社会保険審議會、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律附則第十項の規定によりその任期を二年とされた社会保険審査会の委員のうち厚生大臣が指名するその半数の者の任期を一年に改め、同項の規定によりその任期を三年とされた社会保険審査会の委員の任期を二年に改める。

理 由

厚生省の附属機関である医師、歯科医師実地修練審議会、日本医療団清算監理協議会を整理する等のため、厚生省設置法等の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Bill for Abolition of the Law for Increased Production,
and Control over Distribution, of Ammonium Sulphate

法律案
硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する

硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律

硫酸アンモニア増産及配給統制法(昭和十三年法律第七十号)は、廃止する。

附則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

理由

硫酸アンモニア増産及配給統制法は、硫酸アンモニア製造業者たる株式会社の社債発行限度の特例に関する規定が資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）及び商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）の制定によりその意義を失うに至つた外、他の規定も既に空文となつていたので、この際同法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Bill For Partial Amendments To The Law For Improvement Of
International Tourist Hotel Facilities

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律

国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第三條中「又は営もうとする者」を削る。

第十一條中「登録ホテル業を営み、又は営もうとする者」を「登録ホテル業を営む者」に改め、同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十七條から第二十七條までを次のように改める。

第十七條から第二十七條まで 削除

第二十八條中「第四條第一項第一号及び第二項(登録義務)」を「第四條(登録義務)」に改め、「第十一條第三号中「第四條第一項各号の一(第十二條第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第四條第一項第一号」とを削る。

別表第一の第四号中「ニ 換気設備があること。」を「ニ 換気設備があること。ホ、外気に面する開口部があること。」に

改める。

別表第一の第六号を次のように改める。

六 客室の收容人員に相応した規模の食堂があること。

別表第一の第十一号中「夏期に限り営業をするもの」を「季節的に営業をするものであつて、その必要がないもの」に改める。

別表第一の第十二号中「開口部」の上に「外気に面する」を加え、同号に次の但書を加える。

但し、防虫の必要がない場合にあつては、この限りでない。

別表第一の第十三号中「共同用のものは、男女に区別して設けられてあること。」を「共同用のものにあつては、その入口から男女用の区別があること。」に改める。

別表第一の第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加え

る。

一 環境が良好であること。

別表第三の第三号中「ホ 開口部には、防虫用の金網が張つてあること。」を「ホ 外気に面する開口部があり、且つ、これに防虫用の金網が張つてあること。但し、防虫の必要がない場合にあつては、防虫用の金網を張ることを要しない。」に改める。

別表第三の第九号中「その共同用のものは、男女に區別して設けられてあること。」を「その共同用のものにあつては、その入口から男女用の區別があること。」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

登録ホテル及び登録旅館の施設の基準を改めるとともに、ホテル審議会を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。